

軽貨物車の騒音規制年及び規制値に係る自動車検査証備考欄の記載誤りについて

## 1. 事案の概要

(1)平成19年9月及び10月に国土交通省の型式指定を受けた以下の軽貨物車であって平成20年5月20日までに新車新規検査等を受けた12型式51,075台、並びに平成10年11月及び平成12年1月に型式指定を受けた以下の軽貨物車であって平成13年8月までに新車新規検査等を受けた2型式15,110台(別紙1)について、自動車検査証(車検証)の備考欄に記載された騒音規制年及び規制値<sup>(注)</sup>に誤りがあることが判明しました。

＜平成19年9月及び10月に型式指定を受けたもの＞

- ・ダイハツミラ (ボンネットバン、平成19年9月27日型式指定) : 2型式
- ・ダイハツハイゼット (キャブオーバ、バン、平成19年10月19日型式指定) : 10型式

＜平成10年11月及び平成12年1月に型式指定を受けたもの＞

- ・ダイハツアトレー (バン、平成10年11月27日型式指定) : 1型式
- ・ダイハツハイゼット (ピックアップ、平成12年1月21日型式指定) : 1型式

(2) 本件は、平成20年5月に当協会の地方事務所から当該記載についての問い合わせを受け、調査を行った結果、判明したものです。

(3) 本日、本件の発生原因等について国土交通省に報告を行いました。その際、自動車交通局技術安全部長から、文書による厳重注意を受けるとともに、同種事案の再発防止の徹底について指示を受けました。

(4) 当協会では、本年2月に燃費基準達成レベルに係る同様の記載誤りについて報告したところであり、今回、このような事態が再び発生したことを重大なことと受け止め、自動車使用者や関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、新たな規程の制定や電算システム上の措置等により再発防止の再度の徹底を行います。

注：騒音規制年及び規制値の記載・・・

平成10年騒音規制車	近接排気騒音規制値96dB	(乗用車)
平成11年騒音規制車	近接排気騒音規制値97dB	(ボンネットバン)
平成12年騒音規制車	近接排気騒音規制値97dB	(キャブオーバ、バン等)

## 2. 記載誤りが発生した経緯及び原因

(1) 当協会では、平成13年4月から車検証備考欄への記載の電算化を行い、「騒音規制年」については同月から、また、「騒音規制値」については平成16年4月より印字を開始しています。

(2) 平成20年5月に当協会の地方事務所から問い合わせがあったことを受けて調査した結果、車検証への記載の基となる当協会電算システムの騒音データベースに、

当該型式の騒音規制年コード及び規制値を入力する際、貨物車であるにもかかわらず、誤って乗用車のものを入力したため、車検証に誤った記載がされたことが判明しました。また、その過程で、4月にも当協会の別の地方事務所から問い合わせがあり、本部電算管理室職員が誤りに気づき再入力したものの、再入力した騒音規制年コードに再度誤りがあったことに加え、上司への報告を怠っていたことも判明しました。

- (3) 誤りが判明した型式について、騒音データベースを平成20年5月21日付けで修正し、同日以降に交付される自動車検査証には騒音規制年・規制値は正しく印字されています。
- (4) また、騒音データベースの他の型式についても改めて確認した結果、平成12年騒音規制の適用開始前から生産している一部の型式について、同規制が適用される最初の車台番号を誤入力した結果、一部の軽貨物車について、本来、記載なしとすべきところ騒音規制年・規制値が記載されているものがあることが判明しました。このため、6月6日付けで修正し、対象車両について同日以降に交付される自動車検査証には騒音規制年・規制値は印字されません。なお、同データベースの他の型式には誤りがないことを確認しました。
- (5) 騒音データベースへの誤入力の原因は、騒音データベースが手入力であることの認識が不十分であったため、ダブルチェックを行う体制になっておらず、修正内容の確認が不十分であったことにあると考えます。
- (6) また、本年2月に報告した燃費基準達成レベルに係る記載誤りに関する調査の際に、騒音データベースの記入ミスを確認しなかったことについては、騒音データベースが手入力であることに対する認識が不十分であったことにあると考えます。

### 3. 安全・環境への影響

- (1) 騒音規制年及び規制値の記載は、街頭検査等における基準適合性の判断に使われる場合がありますが、今回の記載誤りは正規の規制値より厳しい値となっているため、環境への悪影響はありません。また、安全への影響もありません。
- (2) 国の行う街頭検査において、基準に適合している自動車について不適合と判断されるおそれがありましたが、基準不適合の場合に国が整備命令を発令した際に当協会に送付される連絡書を確認したところ、そのように判断した事例は確認されませんでした。

### 4. 再発防止策

- (1) 今後、作業指示の明確化及び作業内容のダブルチェック体制の確立のため、本部における電算システムの取り扱いに係る規程を新たに定めるなど、管理体制を強化します。
- (2) 今回の記載誤りは、騒音データベースに必要なデータを手入力していたことが原因の一つであったことから、騒音規制値・規制年について、諸元データベースのデータからプログラムにより自動判定することとします。
- (3) また、電算システムに起因した自動車検査証の記載誤りの重大性に鑑み、理事長

から当協会の関係全職員に対し、自動車検査証の記載誤りがあることが判明した場合には、直ちに上司に報告し、必要な指示を仰ぐことを周知徹底します。

## 5. 今後の対応

- (1) 今回、自動車検査証の記載誤りがあった軽貨物車の使用者の方に、本事案に関するお知らせ及びお詫びのためのダイレクトメール（別紙2）を送付します。
- (2) 正しい記載がされた自動車検査証は、次回の検査・記載事項変更等の諸手続きの際に交付します。ただし、それまでの間に交付を希望される方については、管轄の当協会の事務所等において、旧自動車検査証との引き替えにより無料で交付します。

### 連絡先

軽自動車検査協会 業務部  
部長 岩田、 参事役 西本  
住所：東京都新宿区西新宿 3-2-11  
電話：03-5324-6613

## ○軽自動車の騒音規制年・規制値に係る自動車検査証の備考欄の記載誤り対象型式

メーカー名	通称名	型式	対象台数 (台)	備考欄記載	
				正	誤
					平成20年4月9日までに新車新規検査等を受けたもの

## &lt;平成19年9月及び10月に型式指定を受けたもの&gt;

メーカー名	通称名	型式	対象台数 (台)	平成11年騒音規制車 近接排気騒音規制値 97dB	平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値 96dB	平成12年騒音規制車 近接排気騒音規制値 97dB
				ダイハツ	ミラ (ボンネットバン)	GBD-L275V
		GBD-L285V	850			
ダイハツ	ハイゼット (キャブオーバ、バン)	EBD-S201P	7,589	平成12年騒音規制車 近接排気騒音規制値 97dB	平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値 96dB	平成11年騒音規制車 近接排気騒音規制値 97dB
		EBD-S211P	16,919			
		EBD-S201C	168			
		EBD-S211C	49			
		EBD-S321V	11,806			
		EBD-S331V	6,396			
		GBD-S321V	493			
		GBD-S331V	141			
ダイハツ	ハイゼット デッキバン (ピックアップ)	EBD-S321W	196			
		EBD-S331W	267			
計		12型式	51,075			

## &lt;平成10年11月及び平成12年1月に型式指定を受けたもの&gt;

メーカー名	通称名	型式	対象台数 (台)	記載なし	平成12年騒音規制車 近接排気騒音規制値 97dB
ダイハツ	アトレー (バン)	GD-S220V	14,679		
	ハイゼット デッキバン (ピックアップ)	GD-S200W	431		
計		2型式	15,110		

注：騒音規制年及び規制値の記載・・・

平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値 96dB (乗用車)  
平成11年騒音規制車 近接排気騒音規制値 97dB (ボンネットバン)  
平成12年騒音規制車 近接排気騒音規制値 97dB (キャブオーバ、バン等)

平成20年6月

車両番号 ○○ 480 あ ○○○○  
○○ ○○ 様

### 自動車検査証備考欄の記載誤りについてのお知らせとお詫び

軽自動車検査協会

日頃より当協会をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

今般、あなた様の名義である上記の軽自動車の自動車検査証（車検証）につきまして、当協会のシステムの一部に誤りがあったことから、備考欄に記載される「騒音規制年」及び「騒音規制値」について誤った記載がされていることが判明いたしました。

正しくは、

『平成11年騒音規制車 近接排気騒音規制値97dB』

注) 型式により記載内容が異なります。

です。

このような事態により、ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

また、再発防止に努める所存でございますので、何卒、ご理解の程お願い申し上げます。

あなた様の自動車は環境への問題はなく、現在お手持ちの車検証のままでも、自動車の運行や検査・名義変更等の諸手続きをする際にはまったく支障はございませんが、正しい記載の車検証をご希望の方は、以下の当協会事務所において、この書面と、お手持ちの自動車検査証との引き換えにより無料で交付させていただきます。

なお、当協会のシステムの修正は完了しており、平成20年6月6日以降に継続検査（車検）、住所変更等の手続きをされている場合には正しい記載がされております。

次の場合には、このお知らせは行き違いとなりますが、ご容赦ください。

- ・平成20年6月6日以降に何らかの手続きにおいて車検証の交付を受けている場合
- ・平成20年6月6日以降に名義変更等によりあなた様が使用者でなくなった場合

このほかにも、既に正しい記載がされている場合がありますので、今一度お手持ちの車検証をご確認ください。

連絡先 : 軽自動車検査協会○○事務所  
住所 : ○○○○  
電話番号 : ○○ (○○○) ○○○○

([http://www.keikenkyo.or.jp/about\\_lmvio/list.html](http://www.keikenkyo.or.jp/about_lmvio/list.html))

○自動車検査証備考欄の記載誤りの例

参考1

自動車検査証

軽自動車検査協会

車 両 番 号		交 付 年 月 日	初 度 検 査 年 月	自 動 車 の 種 別	用 途	自 家 用 ・ 事 業 用 の 別	車 体 の 形 状		
S 2 1 1 P -		平 成 年 月 日	平 成 年 月	軽自動車	貨物	自家用	キャブオーバ		
車 台 番 号		乗 車 定 員	最 大 積 載 量	車 両 重 量	車 両 総 重 量		長 さ	幅	高 さ
S 2 1 1 P -		2 人	350 kg	750 kg	1210 kg		339 cm	147 cm	178 cm
車 名	型 式	原 動 機 の 型 式	燃 料 の 種 類	総排気量又は定格出力	前 軸 重	後 軸 重	型 式 指 定 番 号	類 別 区 分 番 号	
ダイハツ	EBD-S211P	KF	ガソリン	0.65L	460 kg	290 kg	15979	0003	
使 用 者	氏 名 又 は 名 称	軽自動車検査協会							
	住 所	東京都新宿区西新宿3丁目2-11							[13004 1015]
所 有 者	氏 名 又 は 名 称	使用者に同じ							
	住 所	使用者住所に同じ							
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ							
有効期間の満了する日		備考 【 】 新規検査 平成22年度燃費基準達成車 平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値96dB** 【自動車重量税額】¥8,800**							
平成	年 月 日	誤りのある部分							
	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								
		正:平成12年騒音規制車 近接排気騒音規制値97dB 誤:平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値96dB							

OCR01-

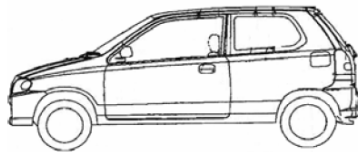
○現行の軽自動車の近接排気騒音規制

自動車の種別		規制開始日注1)		規制値
		新型車	継続生産車	
軽自動車	乗用車 (平成10年騒音規制車)	平成10年 10月1日	平成11年 9月1日	96dB /100dB注2)
	貨物車 原動機が運転席の前 (ボンネットバン) (平成11年騒音規制車)	平成11年 10月1日	平成12年 9月1日	97dB
	その他 (キャブオーバ、バン等) (平成12年騒音規制車)	平成12年 10月1日	平成13年 9月1日	97dB

注1) 規制開始日は国産車のもの。  
 注2) 車両の後部にエンジンがあるもの。  
 注3) 現行規制の適用以前の規制値は103dB

<軽貨物車の規制区分>

○原動機が運転席の前(ボンネットバン)



○その他(キャブオーバ、バン等)

